

報告にあたっての Q & A

1 全体的事項

- Q 1 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)と、「福島県化学物質適正管理指針」との関係はどうなっていますか。
- A 1 両方とも、事業者による化学物質の自主的な管理促進を目的としていますが、PRTR 法については、届出対象となる事業者の要件(従業員数や業種等)を設定していますが、指針においてはこのような要件を設定していません。
また、指針の管理化学物質は、PRTR 法対象の第 1 種指定化学物質に指針別表に定める化学物質を加えた計 549 物質を対象としており、1 つの化学物質の取扱う量の合計が年間 100kg 以上取扱う事業所は、すべてこの指針の適用を受けます。
- Q 2 平成 20 年 11 月 21 日に公布された PRTR 法改正施行令により、第 1 種指定化学物質が現行の 354 物質から 462 物質に見直されていますが、指針の報告ではどうするのですか。
- A 2 指針に基づく平成 23 年度の報告(平成 22 年度実績)については、改正後の 462 物質で報告をお願いします。
- Q 3 どうしてもわからなくて、記載できない項目がある場合は、どうしたらよいですか。
- A 3 対象化学物質使用量等報告書(様式 2)における使用量、製造量、保管量及び排出量については、関係帳簿類を取りまとめるなどして記載をお願いします。
使用量については、年間購入量としても差し支えありません。
また、排出量については、算出が可能である場合に限り記入してください。具体的な算出方法等については、「PRTR 排出量等算出マニュアル」等を参考にしてください。
- Q 4 報告する内容に企業秘密に該当する内容がありますが、必ず報告しなければならないのですか。
- A 4 報告いただいた内容は、情報公開の請求がなされた場合には、福島県情報公開条例(平成 12 年福島県条例第 5 号)に基づき、公開するかどうか判断されることとなります。この条例では、企業秘密に該当すると判断される場合などについては、非公開となることから、公開されると支障がある内容がある場合には、その内容と理由を別紙(様式自由)に記載の上、化学物質使用量総括表(様式第 2 号)とともに提出をお願いします。

2 技術的事項

- Q 1 希硫酸を使用していますが、どの様に記載すればよいですか。
- A 1 管理化学物質の名称の欄に「硫酸」と記載し、使用量については希硫酸の濃度に使用量をかけて算出した値を記載してください。
濃度がわからない場合は、購入先へ問い合わせるか、どうしてもわからない場合は、余白に「濃度不明」などと記載して、使用量の欄に使用量の重量を記載してください。
- Q 2 35%の塩酸又は塩化水素ガスを使用していますが、どのように記載すればよいですか。
- A 2 管理化学物質の名称の欄に「塩酸(35%)」又は「塩酸(ガス状)」と記載し、その使用量を記載してください。
- Q 3 MSDS に記載されている含有率に 20 ~ 40%と幅がある場合は、どのように算出すればよいですか。

- A 3 販売業者、購入元等へ問い合わせるなどして、平均値など実態に合った含有率により算出してください。
- Q 4 使用しているはんだに鉛、スズなどが混入していますが、どのように記載すればよいですか。
- A 4 それぞれの混合割合から算出した値を使用量に記載してください。
〈例〉 鉛 80%、スズ 20%のはんだを 1,000kg 使用している場合
鉛 $1,000\text{kg} \times 0.8 = 800\text{kg}$
スズ $1,000\text{kg} \times 0.2 = 200\text{kg}$
- Q 5 使用した物質（金属）が含まれた汚泥を処理していますが、排出量・移動量はどのように記載すればよいですか。
- A 5 分析結果等を基に、汚泥中の金属の重量を算出してください。
- Q 6 塩ビ製のトレイを使用していますが、回答しなければならないですか。
- A 6 トレーはポリ塩化ビニルであり、対象物質である塩化ビニルにあたらないので、記載は不要です。
- Q 7 保管している PCB の記載方法はどうか。また、トランスの個数はわかりますが、入っている PCB の量はよくわかりません。
- A 7 廃 PCB の保管については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）」に基づき届け出なければならないことから、当該指針に基づく報告は不要です。
- Q 8 滅菌剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用していますが、記載は必要ですか。
- A 8 次亜塩素酸ナトリウムは対象物質でないので、記載は必要ありません。
- Q 9 ○○化合物、○○類といった化学物質は、一括して記載するのですか、化学物質ごとに記載するのですか。
- A 9 個別の化学物質名を記載して、個別の化学物質ごとに使用量等を記載してください。
- Q 10 一度使用した化学物質を回収して再使用していますが、使用量の欄に再度記載するのですか。
- A 10 再使用した量は使用量に含めないでください。
- Q 11 会社独自に化学物質の使用量等を管理していますが、会社独自の様式で提出しても構わないですか。
- A 11 報告する内容が網羅されていれば、独自に集計等に使用している様式で提出しても構いませんが、県のホームページでエクセル形式等による様式を掲載しておりますので、ご活用ください。